

第36号議案

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項の規定に基づく報告に関する条例の一部を改正する条例

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項の規定に基づく報告に関する条例（平成19年島根県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第22条の4第2項」を「第21条第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。